

令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川流量観測業務  
委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川流量観測業務

2 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川流量観測業務」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。乙は本仕様書に従い本業務を遂行するものとする。

3 委託業務の目的

河川は、陸域に沈着した放射性セシウムの主要な移動経路の一つである。甲は、河川周辺に居住し、河川水を利用する住民の安心・安全に資するため、河川における放射性セシウムの移行状況に関する観測を実施する。本業務は当該観測の一環として、河川の横断面測量、流量観測及び水位－流量曲線（以下h-Q曲線という。）の算出を行い、放射性セシウムの移行量把握に資する情報を入手することを目的とする。

4 履行期限

令和7年3月21日まで

5 委託業務の内容

河川における放射性セシウムの移行状況に関する観測事業の一環として、河川の横断面測量及び流量観測を実施し、この結果に基づいてh-Q曲線を算出する。

乙が実施する業務は次のとおりとする。

(1) 業務履行に係る打合せ

業務開始前・中間報告・業務完了時の3回、福島県環境創造センター本館にて打合せを実施する。乙は打合せ結果を打合せ記録簿（様式任意）に記録し、甲乙相互に確認を行う。

(2) 観測地点の現地確認

ア 乙は、別表1に示す15地点について、甲乙協議の上観測地点を決定する。

イ 甲乙の担当者は全ての観測地点の現地確認を行い、測線を決定する。「令和5年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川流量観測業務」（以下「前年度事業」という）で観測を行った地点については、同じ測線で観測を実施することとするが、河川工事等でやむを得ない場合は甲乙協議の上、観測を実施する測線

を変更することができる。甲は、現地確認の前に、乙に前年度事業で得られた河床断面図を提供する。

### (3) 横断面測量

ア 乙は、5(2)で決定した測線において、河川の横断面測量を行う。川幅を7～10等分した幅で測点を設け、流量観測に必要な河床断面図を作成する。

イ 河川の横断面測量については、契約期間中1回実施することとする。契約期間中に、大規模な出水等により大きく断面形態が変化した場合は、甲乙協議の上、再測量し河床断面図を修正することとする。

### (4) 平水時の流量観測

ア 乙は、5(2)で決定した観測地点において、平水時流量観測を1回実施する。なお、平水時流量観測は当該地点の横断面測量と同一日に実施すること。測定方法については、「国土交通省河川砂防技術基準 調査編 平成26年4月版」の第4.5節「可搬式流速計による流速計測法」を基本とし、甲と協議の上、適切な方法を採用する。

イ 使用する流速計は電磁流速計を想定し、機差による影響を防ぐため全地点で同一の機種を用いることとする。電磁流速計は、流速計検定所(係数試験所)において検定(係数試験)済みのもの又はそれと同等以上のものを用いること。

ウ 測定開始及び終了時の時刻を記録し、別表1にテレメータ地点名の記載がある地点については最も近い時刻のテレメータ水位の値を、記載がない地点については測定時の水深の値を記録する。

### (5) 出水時の流量観測

ア 乙は、5(2)で決定した観測地点において、降雨又は冬期の融雪に伴う出水時に、以下に示す要領で出水時流量観測を行う。なお、乙が河川への立ち入りが困難と判断した場合の測定方法については、「国土交通省河川砂防技術基準 調査編 平成26年4月版」の第4.6節「浮子による流速計測法」を基本に、甲と協議の上、安全な方法を採用する。

イ 実施回数は、別表1に示す地点番号1～15の観測地点について年1回とする。実施時期については、甲と協議の上、適切に調査を実施することとする。なお、同一の出水時に全ての地点で観測を行うことは求めない。

ウ 降雨に伴う出水の場合は、雨の降り始めから24時間が経過するまでの間に観測を開始し、1地点3時間以上の間隔を空け、3回の観測を実施することを原則とする。融雪に伴う出水の場合は、観測の開始から24時間の間に、1地点3時間以上の間隔を空け、3回の観測を実施することを原則とする。いずれの場合も、観測地点の最高水位付近のデータを取得できるよう努めること。

エ 出水時調査の開始及び終了の際は、乙は甲に電話等でその旨を速やかに報告すること。

(6) h-Q 曲線の作成

ア 5 (3) ~ (5) にて取得したデータ及び甲が提供する前年度事業で得られたデータをもとに、乙は各観測地点における h-Q 曲線を作成し、甲に報告する。適用可能な水位の範囲として、流量観測時の最低水位と最高水位についても付記すること。また、付属資料として、流量観測野帳の写し（国土交通省 水文観測業務規定細則 様式 2 の 1 の 1 及び 2 の 1 の 2、または様式 2 の 2 の 1 及び 2 の 2 の 2）、観測流量表（同 様式 3 の 9）、水位流量曲線図（同 様式 3 の 10）、 $h-\sqrt{Q}$  図（任意様式）を作成し、添付すること。

(7) 中間報告

乙は、令和 6 年 11 月 29 日までに、それまでに得た観測データによって作成された、地点ごとの観測流量表を甲に提出すること。甲から、提出された観測流量表について質問を受けた場合は、これに速やかに回答すること。

(8) その他

ア 本業務の実施にあたって、調査に必要な測量機器及び消耗品等に係る費用は乙が負担するものとする。

イ 本業務の実施にあたって、乙は、本仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに甲に申し出て協議するものとする。

ウ 本業務の実施にあたって、乙は、作業員の人身事故等防止に万全の措置を講じなければならない。なお、本業務に関して起こった事故については、乙の責任において措置するものとする。

エ 本業務の実施中及び実施後において、乙の責に帰すべき事由によって損害が生じた場合には、すべて乙の負担により補修・損害への対応等必要な措置を講じること。また、そうした損害に対し確実に対応ができるよう、必要な保険に加入すること。なお、その費用については本業務の委託費用に含むものとする。

6 成果品

乙は、本業務終了時に成果品として、甲に次の資料等を提出すること。

(1) 報告書 (A4 サイズファイル綴じ) 2 部 (以下に示す内容を含むものとする。)

- ・河床断面図
- ・流量観測野帳の写し
- ・観測流量表
- ・水位流量曲線図
- ・ $h-\sqrt{Q}$  図
- ・写真
- ・その他、甲が指示したもの

(2) 上記報告書の電子データを保存した CD-R など 1 式

## 7 守秘義務

受注者は発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付随付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

## 8 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定めのあるものを含む）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、甲が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合は、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 9 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲に提出すること。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務着手届
  - ・ 委託業務主任技術者通知書
  - ・ 作業工程表
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務完了届
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 10 主任技術者

乙は、本業務にあたって、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、契約締結後速やかに書面で甲に通知しなければならない。

## 11 その他

乙は、本業務に疑義が生じたとき及び本仕様書により難しい事由が生じたときは、甲と速やかに協議しその指示に従うこと。

別表 1 : 観測地点所在地一覧

番号	地点名	水系名	河川名	テレメータ地点名	所在地及び緯度・経度
1	水境川	阿武隈川	口太川	-	伊達郡川俣町山木屋字菅平（行合道橋近傍） （北緯 37.5857, 東経 140.6923 付近）
2	口太川上流	阿武隈川	口太川	-	伊達郡川俣町山木屋字菅ノ又 （北緯 37.5908, 東経 140.6883 付近）
3	口太川中流	阿武隈川	口太川	-	二本松市百目木字向町（横町橋近傍） （北緯 37.5319, 東経 140.6137 付近）
4	口太川下流	阿武隈川	口太川	西谷	二本松市太田字蛇淵（蛇ヶ淵橋近傍） （北緯 37.5810, 東経 140.5420 付近）
5	真野	真野川	真野川	-	南相馬市鹿島区上栃窪字上野（真野ダム下流約 800 m） （北緯 37.7161, 東経 140.8394 付近）
6	小島田堰	真野川	真野川	小島田堰	南相馬市鹿島区西町 3 丁目（落合橋上流約 250 m） （北緯 37.7110, 東経 140.9561 付近）
7	北町	新田川	水無川	北町	南相馬市原町区小川町（西河原橋下流約 50 m） （北緯 37.6444, 東経 140.9572 付近）
8	太田	太田川	太田川	太田	南相馬市原町区上太田字上ノ内（上ノ内橋下流約 100 m） （北緯 37.6035, 東経 140.9550 付近）
9	津島	請戸川	請戸川	-	双葉郡浪江町南津島字中下 （北緯 37.5594, 東経 140.7531 付近）
10	高瀬	請戸川	高瀬川	高瀬	双葉郡浪江町大字樋渡字内田（高瀬川橋上流約 100 m） （北緯 37.4847, 東経 140.9967 付近）
11	浅見	浅見川	浅見川	浅見	双葉郡広野町大字上浅見川字切通（浅見川橋下流約 50 m） （北緯 37.2055, 東経 140.9935 付近）
12	落合橋	阿武隈川	広瀬川	川俣	伊達郡川俣町飯坂字関ノ上（落合橋上流約 50 m） （北緯 37.6763, 東経 140.6142 付近）
13	月館	阿武隈川	広瀬川	月館	伊達市月館町月館字久保田（月館総合支所西側） （北緯 37.7328, 東経 140.6061 付近）
14	小国川	阿武隈川	広瀬川	-	伊達市霊山町山野川字下在家 （北緯 37.8090, 東経 140.6138 付近）
15	間野橋	阿武隈川	広瀬川	大関	伊達市梁川町大関字土平（間野橋上流約 50 m） （北緯 37.8392, 東経 140.6155 付近）